

# にしあわくら地域商品券 事業者向け制度説明会

令和4年8月26日（金）

西栗倉村 総務企画課

# 《説明会次第》

- ごあいさつ
- 商品券制度のご説明
- 換金方法のご説明
- 事業者登録のご説明
- 質疑応答



# 《商品券発行の趣旨》

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や昨年度末からの燃料費その他の物価高騰により、全国的に経済への影響がでている中、村内においても売上の減少や所得減少が起きている状況にあります。
- 今般の困難な時期を乗り越えるため、**村内有効の地域商品券**を発行することで、村内各家庭への経済的支援を行うとともに、村内事業者の事業継続を下支えすることを目的とします。

# 《商品券発行の概要》

配布対象となる方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年10月1日現在で住民基本台帳に登録のある村民の方</li><li>・ 令和4年12月28日午後5時までに転入または出生により住民基本台帳上の世帯の世帯員となる手続きが窓口において行われた方</li></ul>
商品券の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1人 10,000円（1,000円券×10枚）</li><li>・ 対象となる村内の事業所・店舗等に限り有効</li></ul>
配布時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年10月上旬から各家庭に郵送で配布予定</li></ul>
使用期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年10月上旬（商品券配布後）から<b>令和5年1月31日</b>まで</li></ul>

# 《商品券イメージ》

本券

半券



# 《商品券取り扱いのルール》

1. 商品券は物品の販売又は役務の提供など、取引においてのみ利用すること。  
(事業者間の取引等には使用できません)
2. 商品券と現金の交換は行ってはならない。
3. 商品券額面以下の利用であっても釣銭は出さない。  
(不足分を現金等で受領することは差し支えない。)
4. 使用可能期間を過ぎた商品券を受け取ってはならない。
5. 商品券の受領時には、本券と半券をいずれも受領する(半券のない本券、本券のない半券は無効であるため、受け取らない)。半券が切り取られている場合は、本券と半券の番号が一致するか確認し、一致しない場合は受け取らない。
6. 商品券の交換及び売買は禁止する。
7. 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負わない。



# 《商品券の利用の対象とならないもの》

下記に相当するものは、商品券が利用できる対象となりません。

1. 土地、家屋購入、**家賃・地代・駐車料金**等の不動産に関わる支払い、**出資や金融商品の購入**（有価証券等）

2. **商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、官製はがき、プリペイドカード**など換金性の高い商品

注：今回の商品券では「**たばこ**」は対象となります

# 《商品券の利用可能な店舗》

村内に事業所、店舗等を有し、村内の店舗等に関り商品券の利用を可とすることができる事業者の方を「特定事業者」として登録します。ただし、次の事業者は除きます。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する営業を行っている事業者
2. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
3. 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者



# 《特定事業者の責務》

特定事業者は下記の事項を遵守しなければなりません。

1. 特定事業者であることが明確になるよう、見やすい場所に西粟倉村が交付する「**特定事業者登録書**」の**掲示**を行うこと。
2. 商品券を受領する際には必ず確認を行い、色合いが明らかに異なるなど、**偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受領を拒否する**とともに、その事実を速やかに西粟倉村総務企画課に連絡すること。

# 《特定事業者の申し込み方法》

## 申込方法

- 登録を希望する事業者は「事業者登録申請書フォーム」（西栗倉村ホームページ）から申し込むこと。⇒後述します。
- 同フォームから申し込みができない事業者は、直接、総務企画課窓口にて申し込むこと。

## 申込期間

- 1次 令和4年8月22日（月）～令和4年9月9日（金）まで
- 2次 令和4年9月10日（土）～令和4年9月20日（火）まで
- 但し、総務企画課窓口にて申し込む場合は、各終了日の午後5時まで
- 1次募集応募者は商品券配布の際に同封するチラシに記載します

## 事業者の登録

- 西栗倉村は、申請に基づき内容を審査し、適切と認められた事業者については、特定事業者登録台帳に登録し、「特定事業者登録書」を交付する。登録された特定事業者については、商品券購入者向けの案内や村ホームページ等において掲載を行う。

# 《商品券の換金について》

## 1. 換金方法

- 受け取った商品券は、月ごとに地域商品券事業報告書にその枚数を記録し、商品券の半券と共に翌月7日までに総務企画課へ提出する。  
(半券は100枚ごとに束ねる) ※入金を確認するまで本券を保管
- 半券の枚数と報告書の記載内容を審査した後、報告書提出月の月末までに指定口座に振り込む。
- 換金手続期間は、令和4年11月から令和5年3月までに全5回の換金日を予定しており、各振込日に換金額を振り込むこととする。なお、換金手続期間を過ぎた商品券は無効となる。

## 2. 換金・振込手数料

- 換金・振込手数料は無料とする。

# 《商品券の換金について》

本券

半券



# 《今後のスケジュール》

8～9月	特定事業者募集
10月	商品券制度スタート（各世帯へ配布）
10～1月	商品券利用
1月末	商品券利用期間終了
3月末	制度終了



# 《換金スケジュール》

～11月7日	10月利用分報告書・半券提出
11月末	10月利用分の振込
～12月7日	11月利用分報告書・半券提出
12月末	11月利用分の振込
～1月10日	12月利用分報告書・半券提出
1月末	12月利用分の振込
～2月7日	1月利用分報告書・半券提出
2月末	1月利用分の振込
3月末	制度終了



# 特定事業者の応募方法

(デモンストレーション)